平成２３年（フ）第７０８号
千葉県市原市能満2061番地55　三葉工業社宅107号
債務者　小島　正一
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７１４号
千葉県市川市中山１丁目20番４号
債務者　星谷　民雄
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７２０号
千葉市中央区白旗１丁目２番９棟301号
債務者　古川　寛美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５４９号
名古屋市守山区本地が丘909番地の１　リーフマンショングランディア201号
債務者　丹田　　勇
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８７号
愛知県岡崎市日名西町３番地26　エキスパートヴィラ１－C、従前の住所埼玉県川越市広栄町５番地23　ベルメゾンＡ棟202号室
債務者　牧野　謙司
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０９号
愛知県豊田市保見ケ丘６－１－１　保見団地第108号棟第509号室、旧住所愛知県豊田市乙部ケ丘４丁目１番地６
債務者　山崎パウロこと　ファリアス　パウロ　エジソン　ヤマサキ
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
愛知県豊田市保見ケ丘６－１－１　保見団地第108号棟第509号室、旧住所愛知県豊田市乙部ケ丘４丁目１番地６
債務者　山崎カチアこと　ヤマサキ　カチア　レジーナ　コメス
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３１４号
愛知県岡崎市河原町10番地８
債務者　酒井美智子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３２２号
愛知県岡崎市板屋町134番地１　プエルタ21－２－C
債務者　加納　和夫
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８３６号
札幌市白石区本郷通５丁目南４番35―402号
債務者　草間　啓太
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４６号
群馬県前橋市下小出町３丁目23番地18
債務者　竹澤みつ子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２４９号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字干俣1875番地
債務者　黒岩　春男
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２５２号
群馬県伊勢崎市昭和町1900番地18
債務者　永田信子こと　**鄭**　　信子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２５３号
群馬県前橋市上泉町682番地23
債務者　岩越　清明
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２６０号
群馬県前橋市南町２丁目51番地４
債務者　山田　和樹
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２６４号
群馬県前橋市日吉町４丁目６番地６
債務者　能登　恵子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２６７号
群馬県伊勢崎市富塚町223番地２　ファミールマルシー101
債務者　諏訪　悦弘
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　前橋地方裁判所